

令和2年5月7日		
所 属	保育管理課	こども入所支援担当
所属長	谷 章	西田 啓行
電 話	06-6489-6254	06-6489-6369

兵庫県の休業要請に基づく保育施設（事業所）の対応について

尼崎市では、兵庫県の休業要請の延長に基づき、5月7日以降の保育施設（事業所）の対応について、次のとおりとします。

1 保育施設（事業所）の開所について

5月31日までの間、引き続き、保育施設（事業所）での子どもの受け入れを限定いたします。

2 保育の対象について

これまでと同様に、兵庫県が定めた「基本的に休業要請を行わない施設」に勤務する保護者等の子どもとします。

なお、保護者からの申し出については、5月2日までに所定の保育申出書を保育施設（事業所）に直接提出等してもらっています。（保育申出書の期間は、5月7日～30日）

3 在宅保育中の支援について

引き続き、保育施設（事業所）から必要に応じて電話での育児相談や健康面の聞き取り等を行います。

4 5月分の保育料等について

引き続き、登園自粛の願いにより在宅保育に協力いただいた場合は、日割り計算等による軽減措置を実施します。

以 上

事務連絡

令和2年5月6日

各保育施設（事業所）長 様

尼崎市 市長

兵庫県の休業要請に基づく保育施設（事業所）の対応について（通知）

本市では、令和2年4月28日付事務連絡「兵庫県の休業要請に基づく5月7日以降の保育施設（事業所）の対応について（通知）」において、国の緊急事態宣言や兵庫県の休業要請等の動向が未定であったことから、5月7日以降については、3種類の対応方針をお示ししたところです。

このたび、国の緊急事態宣言及び兵庫県の休業要請が5月31日（日曜日）まで延長となることから、あらためて、5月7日以降の本市の対応について、次のとおりといたします。

1 保育施設（事業所）の開所について

先の事務連絡では、「5月7日以降も兵庫県の休業要請が現状のまま継続される場合」は、「引き続き現行の対応をお願いいたします」としておりました。

今回、兵庫県が休業要請を延長したことを受け、本市では、子どもや保護者、職員への感染防止、ひいては子どもの命を守るため、引き続き、保育施設での子どもの受け入れを限定いたします。

5月2日までに提出されている保護者からの「保育申出書」等により、真にやむを得ないと判断した場合のみ保育の実施をお願いします。

2 実施期間について

令和2年5月7日（木）～5月31日（日）

3 保育の対象について

5月6日までと同様に、兵庫県が定めた「基本的に休業要請を行わない施設」に勤務する方などとしします。

なお、引き続き、対象施設に勤務する場合であっても、保育施設が濃厚接触の場となることも踏まえ、できる限り在宅で保育を行っていただきますよう、また、やむを得ず受け入れる場合も、勤務等の都合がつき次第お迎えをしてもらうように保護者へ要請してください。

4 在宅保育を行う保護者への対応について

引き続き、在宅での保育を支援するために、少なくとも週1回は電話での育児相談や健康面の聞き取り等をお願いいたします。

5 保育料等について

家庭での保育にご協力いただいた場合は、引き続き、日割り計算等による軽減措置を実施いたします。

以上

(参考) 新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応

引き続き、令和2年3月6日付事務連絡「保育施設（事業所）関係者に新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応方針について（通知）」をご参照下さい。

- 1 入所児童または職員が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合
当該保育施設等は、原則2週間の臨時休業とします。
- 2 保護者（同居者含む）が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合
当該児童は、保護者（同居者含む）が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した日の翌日から原則2週間の自宅待機をお願いします。
なお、当該保育施設等は開所とします。
- 3 入所児童及び職員が保健所において濃厚接触者と特定された場合
当該児童等は、特定された日の翌日から原則2週間の自宅待機をお願いします。
なお、当該保育施設等は開所とします。

令和2年5月6日

保護者の皆さまへ

尼崎市 長

兵庫県の休業要請に基づく保育施設（事業所）の受け入れについて（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
このたび、国の緊急事態宣言及び兵庫県の休業要請が5月31日（日曜日）まで延長となることから、あらためて、5月7日以降の本市の対応につきまして、次のとおりと致します。

1 保育施設（事業所）の開所について

4月28日に配布しました通知文では、「5月7日以降も兵庫県の休業要請が現状のまま継続される場合」は、「引き続き、保育施設（事業所）での子どもの受け入れを限定致します」としておりました。

今回、兵庫県が休業要請を延長したことを受け、本市では、子どもや保護者、職員への感染防止、ひいては子どもの命を守るため、引き続き、保育施設（事業所）での子どもの受け入れを限定致します。

保護者の皆さまには、引き続き、できる限りお仕事等の都合をつけていただき、原則として家庭での保育をお願い致します（原則テレワークを含む。）。

なお、真に保育が必要な方につきましては、5月2日までに「保育申出書」をご利用の保育施設に提出等いただいているところです。

2 実施期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）

3 保育の対象

5月6日までと同様に、兵庫県が基本的に休業要請を行わない施設に勤務する方など。

なお、対象施設に勤務する場合であっても、保育施設が濃厚接触の場となることも踏まえ、現状登園を自粛されている場合や今後お仕事の都合がつく場合などを含め、引き続き、できる限り在宅での保育を行っていただきますようお願い致します。また、やむを得ず登園される場合も、勤務等の都合がつき次第お迎えに来ていただきますよう、お願い致します。

4 在宅保育中の支援

緊急事態宣言に係る兵庫県の方針に基づき、在宅での保育を支援するため、ご利用の保育施設（事業所）から必要に応じて電話での育児相談や健康面の聞き取り等をさせていただきます。

5 保育料等について

家庭での保育にご協力いただいた場合は、日割り計算等による軽減措置を実施致します。

以上

令和2年5月4日

兵庫県内の事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等

先月7日に、兵庫県全域に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されて以降、県民の皆様に出自粛を強く呼びかけるほか、一部の事業者の皆様には休業を要請させていただきましたが、依然として県内の感染者は増加しており、本日、国は緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長し、本県は特に重点的に感染拡大防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」に指定されています。

そのため、県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、引き続き別紙のとおり休業等を要請することとしました。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、県民のいのちを守るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、施設の使用停止及び催物の開催の停止にご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 区域

兵庫県内全域

2 期間

令和2年5月31日（日）まで

※今後、新規感染者数等を踏まえ、緊急事態措置の見直しを検討

3 実施内容

- (1) 特措法に基づき休業要請を行う施設
- (2) 特措法によらない協力依頼を行う施設
- (3) 休業要請を行わない施設
 - ① 社会生活を維持する上で必要な施設
 - ② 社会福祉施設等

I 5月7日以降の新型コロナウイルス感染拡大防止のための兵庫県における緊急事態措置

1 区域 兵庫県内全域

2 期間 令和2年5月31日(日)まで

※今後、新規感染者数等を踏まえ、緊急事態措置の見直しを検討

3 実施内容

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施

○外出自粛の要請(特措法第45条第1項)

- ・県民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請
- ・東京、大阪など人口密集地域との往来、府県域を越えた移動の自粛を要請
- ・通勤者数の7割削減、在宅勤務(テレワーク)等の推進を要請

○施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(特措法第24条第9項)

- ・施設管理者又はイベント主催者に対し、施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
- ・1,000㎡以下100㎡超の商業施設、学習塾等及び1,000㎡以下の集会・展示施設(ホテル又は旅館は集会の用に供する部分に限る。)は、施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

II 対象施設一覧

1 休業要請を行う施設(特措法施行令第11条に該当するもの)

施設の種別	内 訳	要請内容
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (＝休業要請)
大学、学習塾等	学校(大学等を除く。) 大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ポーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等	
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
	博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	

2 特措法によらない協力依頼を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上で営業	床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する施設の 使用停止及び催物の開催 の停止要請(=休業要請) の趣旨に基づき、適切な対 応について協力を依頼
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスの営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上で営業	

3 基本的に休業要請を行わない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種別	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テークアウトサービスを含む。) ※営業時間の短縮については、午前5時から午後8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。 (宅配・テークアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等 ※テレワークの一層の推進を要請
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

(2) 社会福祉施設等

施設の種別	内 訳
社会福祉施設等	<p>保育所、学童クラブ 等</p> <p>介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 ※通所又は短期間入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請</p>

(参考) 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
<p>発熱者等の施設への 入場防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来場者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限
<p>3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保 ・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
<p>飛沫感染、接触感染の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員(出入り業者を含む)のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・店舗・事務所内の定期的な消毒 ・窓口業務等における工夫(仕切り等の設置)
<p>稼働時における感染の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自動車・徒歩等による出勤の推進) ・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等) ・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)